

平成24年5月10日
平成24年5月10日

平成24年第2回
南部町議会臨時会

会議録

南部町告示第30号

平24年第2回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成24年4月27日

南部町長 坂本昭文

記

1. 期日 平成24年5月10日

2. 場所 南部町議会議場

3. 付議事件

議案第36号 専決処分の承認を求めるについて

(南部町税条例の一部改正について)

議案第37号 専決処分の承認を求めるについて

(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)

議案第38号 専決処分の承認を求めるについて

(平成23年度南部町一般会計補正予算(第8号))

議案第39号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議案第40号 南部町監査委員の選任について

議案第41号 平成24年度南部町一般会計補正予算(第1号)

議案第42号 平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算(第1号)

議案第43号 平成24年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)

議会広報調査特別委員会委員の選任について

○開会日に応招した議員

板井 隆君	仲田 司朗君
雜賀 敏之君	植田 均君
景山 浩君	杉谷 早苗君
赤井 廣昇君	青砥 日出夫君
細田 元教君	石上 良夫君
井田 章雄君	秦 伊知郎君
亀尾 共三君	足立 喜義君

○応招しなかった議員

な し

平成24年 第2回（臨時）南部町議会会議録（第1日）

平成24年5月10日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成24年5月10日 午前11時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第36号 専決処分の承認を求めるについて
(南部町税条例の一部改正について)
- 日程第5 議案第37号 専決処分の承認を求めるについて
(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第6 議案第38号 専決処分の承認を求めるについて
(平成23年度南部町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第7 議案第39号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第8 議案第40号 南部町監査委員の選任について
- 日程第9 議案第41号 平成24年度南部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第42号 平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第43号 平成24年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議会広報調査特別委員会委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第36号 専決処分の承認を求めるについて
(南部町税条例の一部改正について)
- 日程第5 議案第37号 専決処分の承認を求めるについて
(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)

日程第6 議案第38号 専決処分の承認を求ることについて

(平成23年度南部町一般会計補正予算(第8号))

日程第7 議案第39号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第8 議案第40号 南部町監査委員の選任について

日程第9 議案第41号 平成24年度南部町一般会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第42号 平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第43号 平成24年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)

日程第12 議会広報調査特別委員会委員の選任について

出席議員(14名)

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雜賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 石上 良夫君
11番 井田 章雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀尾 共三君	14番 足立 喜義君

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 唯 清 視君 書記 ----- 前田 憲昭君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 坂本 昭文君 副町長 ----- 藤友 裕美君
病院事業管理者 ----- 田中 耕司君 総務課長 ----- 加藤 晃君
財政専門員 ----- 板持 照明君 企画政策課長 ----- 谷口 秀人君
税務課長 ----- 畠 稔明君 町民生活課長 ----- 仲田 磨理子君

病院事務部長 ----- 陶 山 清 孝君 健康福祉課長 ----- 伊 藤 真君
建設課長 ----- 頼 田 泰 史君 上下水道課長 ----- 谷 田 英 之君
産業課長 ----- 仲 田 憲 史君

午前11時00分開会

○議長（足立 喜義君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成24年第2回南部町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。
3番、雜賀敏之君、4番、植田均君。

日程第2 会期の決定

○議長（足立 喜義君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第36号

○議長（足立 喜義君） 日程第4、議案第36号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例の一部改正について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第36号でございます。専決処分の承認を求ることについて。これは南部町税条例の一部改正についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によって、議会に報告し、承認をお願いをいたすものでございます。

本議案につきましては、平成24年の3月31日に地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布されました。地方税法の一部改正が行われたことに伴いまして南部町税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定によって、専決処分したことについてお願いをいたすものでございます。

改正内容については税務課長より説明をいたしますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 失礼いたします。それでは、南部町税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、概要を申し上げますと、このたびの改正は町民税に関する寄附金控除の条文の追加と、申告時に年金から町民税を特別徴収されている方が改めて寡婦（寡夫）控除の申告をする必要がなくなったこと、固定資産税の負担軽減の特例の継続並びに東日本大震災の被災を受けられた方々の負担の軽減を図るために、町民税の課税に係る譲渡所得の特例と住宅借入金等特別税額控除の特例措置を講ずるようとした改正でございます。

皆様のお手元にお配りいたしました改正条例新旧対照表というのをごらんいただきたいと思います。まず、1ページ目の寄附金の税額控除、これは第3項が追加になっておりますが、これは認定特定非営利活動法人の認定というものが、国税庁長官が行っておりましたものが、平成24年4月1日より認定制度が変わりまして県知事が認定することとなり、条文を追加するものでございます。

それから、次に、町民税の申告ということで第36条の2でございますが、年金から町民税を特別徴収されている方は年金の現況届時に寡婦（寡夫）の申告をしておけば、申告時に改めて寡婦（寡夫）であることを申告しなくてもよいという改正でございます。これは平成26年度の町民税の申告から適用されます。

はぐっていただきまして、2ページ中ほどから、今度は土地に関する条文がございます。2ページからこちら6ページの方にかけてのことでございますが、附則第11条から第13条は平成24年度、つまりことしが固定資産税の評価がえの年に当たり、平成21年度から23年度ま

で適用されていた土地の負担調整措置を、平成24年度から26年度まで引き続き適用するための改正でございます。また、住宅用地特例、これも継続をいたします。ただし、住宅用地の課税標準額の据え置き特例のうち、負担水準90%以上を平成23年度の課税標準額に据え置く措置は平成26年度からなくなってしまいます。

続きまして、7ページになりますが、特別土地保有税の課税の特例ということで、こちらの方、平成21年度から23年度まで適用していた特例を、平成24年度から26年度まで引き続き適用するものでございます。

はぐっていただきまして、8ページ、第21条の2でございますが、附則第21条の2、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、公益法人制度改革により2013年までに移行の認定、認可を受けた公益法人のうち、図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団法人並びに一般財団法人に係る固定資産税の非課税措置を受けるための手続について必要なことを追加したものでございます。

続きまして、9ページ、附則第22条の2、東日本大震災の被災を受けられた方々の町民税の負担軽減を図るために、滅失した家屋の敷地となっていた土地または土地の上に存する権利を譲渡した場合に、家屋が滅失しても居住の用に供していたものと扱い、譲渡所得の特例措置を講ずるよう、条文を追加したものでございます。

はぐっていただきまして、10ページ中ほどからになりますが、23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限等の特例ということで、東日本大震災の被災を受けられた方々の町民税の負担軽減を図るために、住宅借入金等特別税額控除の適用について特例措置を講ずるようにしたものでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 提案に対して質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 2点お聞きいたします。

1つ目は、この新旧対照表の3ページで、住宅地に対して課する概要の中で説明されましたけども、固定資産税の軽減の継続が23年度で終了する法律であったものを26年まで延長して、その26年末でこれは廃止になるということで、その軽減措置という具体的に本則が何ぼの税率で軽減が何ぼになっているのかということが最初の質問です。

それから、2番目は、8ページあたりだったと思うんですけども、住宅用地の特例というあたりで私ちょっと十分に理解できなかったんですけども、5ページに書かれている右側の旧負担水準が0.8以上のものを、新では0.6以上0.7以下と、こういうような対比になっているの

かなと思うんですけども、この辺の説明をよろしくお願ひします。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 先ほどの御質問は、いわゆる負担調整措置の中身でございます。

ですよね、はい。負担調整措置と言われますが、いわゆる評価額と課税標準額、本来は一致すべき、よく議員も御存じのように一致すべきものが急激な税負担にならないようにということで、少しづつ本来の評価額に近づけていくと、課税標準額を。その負担調整をするということで、いわゆる80%、90%のものを、また前年のものに据え置くとか、そういうような措置をとるというのがそのまま21年度から23年度まで、そういう措置をとったものを再び24、25、26年度負担調整措置をとりますが、ただし26年度だけはその負担調整措置、いわゆる90%、本来の評価額に近づいたものについては26年度からその措置をやめてしまって、課税標準額イコール評価額に持っていくということでございまして、その税率……ちょっと私の説明ではあれでしょうか。（発言する者あり）

それと、5ページの商業地の関係につきましては、これは実は南部町には商業地というものがございませんで、適用外でございますけど条文の方は整理させていただいております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほどの固定資産税の軽減措置の継続を26年度末で廃止するという中身が、段階的に課税標準額に近づけてきたものをその制度を廃止したことによって、別に納税者の負担が、そこの制度が廃止されたために過大な負担にならないというような説明のように聞こえたんですけども、私、国会でこの議案を審査された資料を見ますと、どうも課長の説明とは違うのではないかと思うんですけども、間違いないでしょうか。その点を確認したいと思いますが。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、畠稔明君。（発言する者あり）

○税務課長（畠 稔明君） 税務課長でございます。先ほど、今の負担のことをおっしゃっていただきましたが、ちょっと訂正をさせていただきます。24年度評価がえから負担調整措置を廃止するというものが24、25、2年を経過して26年度に廃止をしていくことでのございまして、今現在、議員もよく御存じのように土地の評価額というものがかなり下がりました。その関係で課税標準額もかなりその評価額に近づいてまいりました。実は、南部町でもこの評価がえに当たり土地の関係の固定資産税、こちらの方が23年度の当初、それから24年度の当初、これで約330万の減額になっております。

それから、今度、建物、家屋につきましては約2, 230万減額ということで、合わせて2, 600万ほど固定資産税が減額になるというような状況になっておりまして、町民の方の負担がアップということではなしに、23年度よりも逆に固定資産税が下がったんじゃないかという方がほとんどという認識を持っております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番、亀尾です。課長から説明をいろいろ受けたわけですが、なかなか法律とか条例いうのは一遍に理解がしがたいものでお聞きしますが、9ページと10ページになりますね、これいわゆる東日本大震災にかかる被災居住地の住用の財産とか、あるいは住宅借入金とかありますね、この中で、本町でこれに該当される方がおられるのかどうかということ。もし、おられるとすれば人数が、名前は言いませんが人数がありましたら、それをお聞きしたいんですけど。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 税務課長でございます。本町では該当される方がございません。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回提案されているのは、国の地方税法の改正による条例の改正でありますが、この中身は東日本大震災の関係は当然なんですけれども、町の条例にはなかなかきちんと明確に探し当てることはできませんが、特定外貿易埠頭の大規模コンテナ埠頭に係る固定資産税の軽減など、担税力を持つ事業者への優遇策の継続が含まれている。これは国の地方税法の一つの問題としてあります。一方、住宅用地の固定資産税など、庶民向けの軽減措置が26年度末で廃止するという中身で、実情は先ほど課長が言われたように固定資産税の評価の低下で、それほど南部町に影響はないのかもしれませんけれども、条例の内容としては庶民からは増税と。それで、担税力のある一方から軽減していくという構造になっているわけでして、そういう点を指摘して反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田です。この議案第36号には賛成の討論をいたしましたが、これは国のもとの地方税法の一部改正に伴うものでありますと、今、植田議員が固定資産税の云々ありまして、もし、これ反対されたら24年度からそのまま上がっちゃうということですよ。26年まで延長して下げるという中身のありますので、これは賛成すべきだと思います。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第36号、専決処分の承認を求めるについて（南部町税条例の一部改正について）を採決いたします。

議案第36号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第37号

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案第37号、専決処分の承認を求めるについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第37号でございます。専決処分の承認を求めるについて。これは国民健康保険税条例の一部改正についての内容でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によって、議会に報告をし、承認をお願いをするものでございます。

本議案につきましては先ほどと同じくございますが、24年の3月31日に地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布をされました。地方税法の一部改正が行われたことに伴いまして、南部町国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項により専決処分をしたものでございます。

内容につきましては税務課長より説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、畠穎明君。

○税務課長（畠 穎明君） 税務課長でございます。改正条例新旧対照表の12ページをごらんください。このたびの改正は、東日本大震災の被災を受けられた方々の負担の軽減を図るために、国民健康保険税の課税に係る譲渡所得の特例措置を講ずるよう、附則に1項を追加した改正

でございます。この特例措置といいますのが譲渡所得特別控除というのを、本来、租税特別措置法では3年の期間がございますが、これを7年に延長するという内容のものでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 提案に対して質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第37号、専決処分の承認を求めるについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）を採決いたします。

議案第37号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第38号

○議長（足立 喜義君） 日程第6、議案第38号、専決処分の承認を求めるについて（平成23年度南部町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。専決処分の承認を求めるについて（平成23年度南部町一般会計補正予算（第8号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

平成23年度の南部町一般会計補正予算書の方をごらんください。

議案第38号

平成23年度南部町一般会計補正予算（第8号）

平成23年度南部町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302,502千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,260,020千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

平成24年3月31日 専決

南部町長坂本昭文

まず、歳出の方から説明を申し上げます。8ページをお開きください。事業別説明書の方とあわせて説明させていただきたいと思います。まず、歳出の方でございます。2款総務費、1項総務管理費、10目減債基金費でございます。補正前の額160万9,000円でございますが、3億円を追加させていただきまして、3億160万9,000円とするものでございます。これは減債基金への積み立てを行うものでございます。

続きまして、15目さくら基金費でございます。13万円を追加いたしまして、821万3,000円にするものでございます。これはさくら基金の方で3月補正させていただいておりますが、その後も申し込みがございましてふえましたので、増額をさせていただくものでございます。

8款の消防費でございます。1目非常備消防費77万円を追加いたしまして、2,882万6,000円とするものでございます。これは消防団員の退職によりまして退職報奨金を支払う必要がございますので、その関係で補正をさせていただくものでございます。

12款の予備費につきましては、一般財源の調整のために増額をさせていただくものでございます。

ページを戻っていただきまして、6ページでございます。歳入の方でございます。10款地方交付税、1目地方交付税でございます。3億5,414万9,000円を補正いたしまして、36億4,973万円とするものでございます。これは特別交付税の方の額が確定いたしましたので、その分を補正するものでございます。

15款県支出金でございます。1目民生費県負担金667万円を追加いたしまして、1億2,

808万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、平成23年度台風12号災害救助費負担金ということで、災害救助法の適用の関係がございましたので、その関係で増額になったものでございます。あともう1点は、東日本大震災の救援物資の負担金ということで、こちらの方から宮城県、岩手県の方に行いました災害救助の関係につきまして、その分の交付金、県の方から負担金が来るものでございます。

15款県支出金、1目総務費県補助金でございます。224万5,000円を追加いたしまして、1億4,920万3,000円でございます。これは市町村交付金ということで、当初かたく見積もっておりましたが額が確定しましたので、その差額を補正させていただくものでございます。

8目消防費県補助金でございます。153万9,000円を追加いたしまして、153万9,000円でございます。これは鳥取県防災・危機管理対策交付金ということで、市町村で負担した消防費のうち県の方で幾らか見ていただくというものでございます。

17款寄附金でございます。一般寄附金1億7,999万9,000円を追加いたしまして、1億8,000万とするものでございます。これは法人の方からの寄附金でございます。

それから、がんばれふるさと寄附金でございますが、13万を追加しまして、583万円とするものでございます。これはふるさと寄附ということで額がふえましたので、この関係で入ってきたものでございます。

18款の繰入金でございますが、減債基金の繰入金ということで、財源の2億4,300万を減額させていただきまして、ゼロとするものでございます。財源の確保ができましたので、基金の繰り入れをやめるということでございます。

はぐっていただきまして、7ページでございますが、20款諸収入。これは消防団の退職報償金の方が来ますので、その分を補正させていただきました。77万円を補正いたしまして、1億133万9,000円とするものでございます。

続きまして、戻っていただきまして……（サイレン吹鳴）4ページでございます。第2表、繰越明許費補正でございます。追加といたしまして、4事業名をさせていただいております。広域基幹林道事業、470万2,000円。町道赤猪岩神社線水道新設事業、388万7,000円。農地災害復旧事業（補助）でございますが、1,220万円。農地災害復旧事業（単独）でございますが、380万円。合計2,458万9,000円を追加で繰越明許の方にお願いしたいと思っております。これは3月に行っておりますが、それ以降に確定したものということで、よろしくお願ひいたします。

続きまして、第3表、債務負担行為の補正でございます。追加といたしまして、南部町立さくら保育園及びつくし保育園指定管理料でございます。期間は、平成24年度から平成33年度まで。限度額といたしまして、保育の実施に関する業務及び施設の管理運営に要する費用ということで選定しております。よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 提案に対して質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1点だけ教えていただきたいんですが、歳入の方で寄附金ですね、6ページなんですが、先ほど金額1億7,999万9,000円でしたかね、これ法人ということだったですけれども、個人だないですが、どこの法人でしょうか、その点お聞きします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。伯耆の国でございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今の寄附ですけども、これ介護サービス特別会計にこれまで入れてきたものとは性質が違うのかということが1点と、それから、地方交付税の3億5,000万余り、これがどういう要因で増加したのかということについてお聞きします。

それから、4ページの債務負担行為ですけども、指定管理料が金額がないんですけども、こういうことによろしいんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。まず、特別交付税の増額の件でございます。主な要因につきましては、福祉事務所を設置したことによりふえたものでございます。これが1億1,188万3,000円、福祉事務所関係でふえました。あとにつきましては、当初予算の段階でかたく見積もっておりますので、確定したことによりまして大体毎年来る内容のものがほとんどでございますが、大きく変わったのがこの部分だということで御理解いただきたいと思います。

それから、債務負担行為の関係でございますが、通常金額を書くのが一般的でございますが、金額によらない、よることが難しい場合については文書で書いてもいいということになっておりますので、書かせていただいております。金額が10年間にわたるということで、ちょっと長いものでございますので、当初の金額、普通だったら3年ほどですが、これでなかなか確定という格好になりませんので、毎年金額につきましては年度ごとの協定で審査していきますので、この

期間についての係る経費ということでさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。（「もう一つ」と呼ぶ者あり）

健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長でございます。介護サービス会計に受けていたものと違うのかということでございますけども、3月議会で御説明いたしましたように、今まで努力目標で伯耆の国から受けておりました寄附を、このたび一括で寄附してやめたいということを御説明したもので、このたび一般会計で受けたということでございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私も、前回の予算で土地の購入ということで、土地の購入の予算がこのお金なんでしょうか、別途、今回新たに寄附があったんでしょうか、その点お願ひします。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。土地の譲渡ということにつきましては、議案で承認をいただいたということで、今、伯耆の方と契約書の素案の協議をしておるところでございまして、これとは違うものでございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほどの債務負担行為のことなんですけども、説明ではいわゆる24年から33年、つまり10年間長期にわたるんで金額の提示はなかなか難しいということだったんですけども、つまり10年間のサイクルでは非常に難しいということを私も理解するんですが、これ一括10年間せんといけんわけですか。例えて言うと3年に区切るとか、そういうことでやれば金額提示ができると思うんですけども、一括でしなければいけないという理由はあるんだろうかということをお聞きします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。これは指定管理を10年間するということで基本協定を結んでおりますので、その基本協定に従いまして10年間分の負担、雇用をとつてこないと、その期間に予算が認められないということになりますと困りますので、10年間という期間を設けてるということでございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。（「議長、ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）これ済まないけんよ。（「休憩お願ひします」と呼ぶ者あり）（「議

事、進行」と呼ぶ者あり)

休憩します。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 問題があるのは、先ほど寄附金のことを質問いたしましたけれども、土地の購入の代金かどうかわからないし、（発言する者あり）いや、別だけどどうなるかわからんのです。（発言する者あり）私は、その点よくわからないんです。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 植田議員、答弁して土地の代金でないって……。

○議員（4番 植田 均君） それと、保育園の指定管理料ですね。きちんと指定管理を受けようとする団体は、必要な経費を定めて町との関係できちんと経費の契約をする必要が本来だと思うんですよ。こういうやり方をやってるところは、南部町で指定管理いっぱいあるんだけれども今回初めて出てきまして、こういうやり方は健全ではないと私は考えます。そういう点から反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 賛成の発言をさせていただきます。

今、植田議員の方から指定管理の問題が出ましたが、指定管理を受ける事業体からすると2年とか3年という短い期間で指定管理が終わってしまうということは、これには雇用もくつついでるわけで、指定管理では更新がならなかったらその雇用してた人を切ってしまうのか、もしくは条件を変更するのかといったような問題は、これは必ず出てまいります。指定管理期間は可能な限り長くすべきだというような、そういう意見も数多く出ておりますので、なおかつ10年という期間ですと園児の数の減少があったり、もしくは増加があったりということも考えられます。10年間の物価の上昇や下降もありますので、あらかじめ決めてしまって一律の金額でい

くということは、どう考えても現状不合理といいますか無理があるということで、このような記述になるのは当然のことだろうというふうに思って賛成をいたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第38号、専決処分の承認を求めるについて（平成23年度南部町一般会計補正予算（第8号））を採決いたします。

議案第38号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第39号

○議長（足立 喜義君） 日程第7、議案第39号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第39号でございます。和解及び損害賠償の額を定めることについて。

平成22年（ワ）第229号損害賠償請求事件について、損害賠償の額を定め裁判上の和解を成立をさせるために、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

内容でございますが、原告でございますが、議案に記載のとおりでございます。2としまして、被告でございます。鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1、被告、南部町、代表者、病院事業管理者、田中耕司。

医療事故の発生と、その後の概要についてでございます。平成19年の1月の16日、西伯病院3階療養病棟入院中の患者様（当時82歳。以下「当該患者様」という。）が、食事のために車いすに移乗させて病室の入り口前で待っていただき、当該患者様を前にもう1人別の患者様を後ろにして一緒に食堂に向かおうとしたとき、当該患者様が座ったままの体勢で顔面から廊下のじゅうたん床面に転倒をされたという事故でございます。

翌17日に鳥取大学医学部附属病院に転院、さらに真誠会セントラルクリニックに転院するが、同年6月4日に死亡をされました。

事故後、和解を試みるが進展はなく、平成22年の5月31日付で原告らが南部町を被告とし

た損害賠償請求を提訴されたものでございます。

平成24年の4月5日付で鳥取地方裁判所米子支部から原告らと被告に対して民事訴訟法第89条による和解の試みがあり、原告らとの協議の結果、裁判所から示された下記和解案のとおり和解する運びとなったというものでございます。

和解の概要でございます。和解の条項は次のとおりである。（1）被告は、本件和解金として、原告らに対して500万円の支払い義務（連帶債権）でございますが、あることを認める。2としまして、被告は、原告らに対して、前項の金員を、平成24年5月31日限り、山陰合同銀行米子支店の「太田法律事務所預かり口太田正志」名義の普通預金口座、口座番号は記載のとおりでございますが、に振り込む方法により支払うというものでございます。3としまして、原告らは、その余の請求をいずれも放棄をする。4、原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認をする。5としまして、訴訟費用は各自の負担とするという内容のものでございます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 提案に対して質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第39号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

議案第39号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。（「議長」と呼ぶ者あり）ここでちょっと休憩します。

午前11時50分休憩

午前11時50分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

日程第8 議案第40号

○議長（足立 喜義君） 日程第8、議案第40号、南部町監査委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。議案第40号、南部町監査委員の選任についてでございます。

平成24年5月30日から南部町監査委員を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、阿賀218番地5。氏名、須山啓己。生年月日、昭和23年7月9日。任期は4年でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 提案に対して質疑はありませんか。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、提案いただきました監査委員さんの選任についてでございますが、この中の議会に提出されたものを見ますと、氏名、住所、生年月日、任期とこれだけしか書いてございません。この方が適宜については全く判断するものが無いわけございますが、これらについてプロフィールなり何なりのものがあればと思うんですけど、そういうことは個人情報保護法等に関係するからここには記載できないということでございますか。よろしくお願ひします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 個人情報に抵触するのかどうかまでは定かではありませんけれども、議案の提案の方法として、この5点をもって提案を従来からしておりますし、そういうことで今まで御了解をいただいておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第40号、南部町監査委員の選任についてを採決いたします。

議案第40号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。ちょっと休憩します。

午前11時54分休憩

午前11時54分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

日程第9 議案第41号

○議長（足立 喜義君） 日程第9、議案第41号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。

議案第41号

平成24年度南部町一般会計補正予算（第1号）

平成24年度南部町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,052千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,533,052千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年5月10日

南部町長坂本昭文

平成24年5月 日

決 南部町議会議長 足立喜義

そういたしますと、まず歳出の方から御説明いたします。5ページをお開きください。事業別の説明資料の方は1ページでございます。3款民生費、6目子育て支援費391万5,000円を追加いたしまして、3,295万8,000円とするものでございます。これは放課後児童

クラブで東西町の方が放課後児童クラブを今実施しておりますが、その場所を東西町集会所の方に変更いたしました。この関係で東西町集会所の方の改修が必要になったということで、その費用の補正をお願いするものでございます。

5款農林水産業費、4目農業施設費23万円を追加いたしまして、2,652万4,000円とするものでございます。これは法勝寺高校の跡に校舎を利用して倉庫をつくっておりまます。その倉庫の方がひさしの方が壊れておりまして危険なために、そのひさし部分を撤去するというものです。

6款商工費、1目商工振興費59万6,000円を追加いたしまして、1,098万3,000円とするものでございます。これは小口融資の貸し付けの方、500万当初予算を組んでおったわけでございますが、申し込みの中で申し込みがこの予算を上回って借りたいということがございまして、その関係で補正予算をさせていただくものでございます。

予備費につきましては、一般財源部分を予備費の方で調整させていただいております。

前ページに戻っていただきまして、歳入の方でございます。

15款県支出金、2民生費県補助金でございます。245万6,000円を増額いたしまして、7,867万3,000円とするものでございます。これは先ほどの放課後児童クラブの関係で施設を修繕する分の補助金ということでいただくものでございます。

20款の諸収入、3商工費貸付金元利収入でございます。これは先ほどの分で貸し付けた分につきまして返済が同額ございますので、その分を計上させていただくものでございます。以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（足立 喜義君） 提案に対し、質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 説明資料の1ページで、東西町の放課後児童クラブの施設の改修に今回391万5,000円ですけれども、この東西町の放課後児童クラブというのは南部町の放課後児童クラブ条例には位置づけてないんですよね。私、この補助金を申請されるときにどういう位置づけて東西町の学童、放課後クラブを補助金申請されたのか、私はその条例との関係で根拠がよくわからないんですけども、その点よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。放課後児童クラブは、町条例に載っていない国や県の補助金整備といったしましては、国、県、市町村またはその事業を運営するところということで補助金が出ることになっておりますので、補助金が対象になるということで

補助金を出します。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） また、この放課後児童クラブというのがことしの3月議会で提案があつて設置されることになったんですけども、私、いずれにしても町条例にきちんと位置づけてやるべきだというのが考えなんですけども、町長、その点改めてきちんと条例に位置づけるべきではないかということについて答弁をお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。条例で位置づけてやった方がいいという御意見でございまして、そのように承るわけですけれども、必ず町立て町がやらんといけんというものではございません。NPOやさまざまな団体が放課後児童クラブを運営することができるわけでありまして、町の条例に位置づけなければできないというものではないと思いますし、私はむしろ今回の東西町の振興協議会が放課後児童クラブを運営していたということについては非常に評価をいたしております。現に、視察にもちょっと行ってみましたけれども、地域の皆さん方が地域の子供たちを本当に放課後お預かりして一緒に楽しく過ごしておられる姿を見て、やっぱり町で行うまた児童クラブとは違った味わいが出ておって、子供たちも非常に喜んで通園しておるということを見まして、この選択はよかったですなと思っております。町でやる分もなくすわけではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 2点ほどお聞きします。

まず、説明書の3ページで商工振興支援費ということで、いわゆる町小口なんですね。これ、たしか23年度の決算だったかな、これで最終的には減額になったと思うんですよ。それで、そのときに理由を聞いたら、県の融資制度の方が有利だと、借り入れの際ということの答弁だったんです。これは私の理解では恐らくこれがふえたということで、そういう補正予算が組まれたと思うんですが、その県との融資の関係と、それから町小口の関係で有利というんですか、そこら辺がどう変わったのか、もし変わってるなら説明をいただきたいということ。

それから、2つ目なんですけども、1ページ、これ返りますけどね。先ほど植田議員も質疑かけたんですが、これ提案理由の中であるのは実習場所として最初はつどいでやるということにしてたんだけれども、他の利用団体との関係で東西町集会所の方に変えるということなんですね。これは確認なんですが、東西町集会所というのは東西町の公民館というんですか、昔からありましたね。あの地、公民館、あそこの建物とは違うというぐあいに私思うんですが、そうしますと

これは地域の一つの集会所であるというぐあいに考えればほかの地域でもまたこういうことを、いわゆる子育て支援のことで放課後児童健全育成事業をやろうとすると。例えていいますと、落合の集会所とかそういうところにもこの補助金が例えばの話ですよ、利用できるのかどうなのかということ。これがどうなのがということをお聞きします。

それから、先ほど課長の答弁で運営のためにこれのということで申請を出したということなんですが、これ修理なんですよ。それ運営をするということを言わたんですが、それで申請を出されたのか、どういうぐあいになってるのかということをはっきりしていただきたいということ。

それから、この議案が通っていよいよ工事が実施ということになりますと、工事金額がこれだけの金額ですので、どういうやり方で業者を決定されるかわかりませんが、少なくとも私は町の考え方としてはこの不況の中、仕事がなかなかないという工務店さんとか、そういうところですから町内の方に限定をされて考えておられるのかどうか。このことについてもあわせてお聞きしますので、よろしくお願ひします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。小口融資の関係で県の融資との関連だということでございます。申請者の方が小口融資を使いたいということを申されました。県の融資は額も枠も広くて利率も低いということがございますが、申請者の方が、いわゆる金融機関との進めもありまして金融機関との指導や助言みたいな、今後のそういうしたものも期待をされているようでございまして、小口融資を使いたいという御申請でございますので、この補正予算の方をお願いをしているところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。先ほど運営する補助金と言いましたことは訂正でございまして、施設を改修するに当たり、今回改修が補助金の対象になるということで補正予算に上げております。運営の補助金については当初予算でも上げておりますので、間違いでした。申しわけございません。私の言い間違えだったと思います。

それから、施設の改修は地区の公民館でもできるのかということですが、対象の補助要件の事業主体が市町村に限らず社会福祉法人、その他の団体でもできるということですので、それは申請があれば要件を満たせば補助金の対象となります。

それから、改修の業者さんですよね。町内の業者で対応させて、東西町振興協議会の方で考えられることですけれども、それはお願いしていきたいと思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 龜尾 共三君） 再度お聞きするんですが、先ほどの町小口のことなんですが、これは利率は昨年と変わらないということでしょうかということが1点です。

それから、再度、児童健全育成事業のことでお聞きするんですが、先ほど課長から答弁があつたんですけども、私が答弁から理解しますと公の施設だなくても地域の施設でもこういうことが実施が可能なのかということ。再度確認なんですが、お聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。利率等は変更ないということです。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。地域の公民館でも実施は可能だと思います。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 平成24年度5月補正、一般会計補正予算に反対の立場で討論いたします。

理由は、先ほどから質問もさせていただきましたが、放課後児童クラブの運営主体の問題で町長は多様な運営主体が好ましいという考え方で、私も一定程度そういうことがない、いろんな形があってもいいだろうとは思うんです……（発言する者あり）だけれども、問題は町がどのようにそれに関与していくかというところで、私は今の町のやり方というのはお金渡してやってござしないというふうに見えるんです。私、ちゃんと条例に位置づけて運営主体も書き込んで町の果たすべき責任も明記して、そうでなければ私はきちんと町が子育て業を責任持って支援していくことにはならないと思うんです。今、これまで町が直営でやってこられた学童クラブは、指導員という資格持った方がいらっしゃいます、ですよね。研修も受けて今度の東西町の方にもいらっしゃるのかもしれませんけれども……（発言する者あり）おられます。かもしれませんけれども……（発言する者あり）そこに毎年きちんとその研修を保障してあげるというようなことも含めて町がきちんと、私はどうしても引っかかるのが条例に明記されない形のあり方、そのところに

引っかかるんですよ。きちんと行政の責任を明記してやっていくということを主張いたしまして反対をいたします。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷でございます。私は、この議案第41号に対しましては賛成の立場で討論させていただきます。

今、問題になっております放課後児童クラブのことにつきまして先ほどからお聞きいたしておりますと、植田議員は一度でも現場に行って実態をごらんになって御発言なのかなという、非常にその辺のところを不思議に思っております。現場に行かれたら全部問題が解決すると思います。指導員の方も超ベテランの方がいらっしゃいます。年齢も若い方もいらっしゃいます。そういう中で児童クラブ、このようなことを東西町でやりたいと言っていましたのは、ここ一、二年ではございません。もう何年も前からどのような形で、どういうふうにしたらできるだろうか、そういうことをずっと温めてきております。このように初めはつどいでということも検討されて、そこから出発しようということでしたが、さまざまな状態を考えますと40年以前からあります集会所でするような方がよりベターではないかということになりました、そこから出発はいたしました。出発のときには地域のいろいろな、子育て、見守りの方、たくさん来ていただきまして、本当にただ指導員の方たちで見守るのではなくて地域を挙げて、本当にいい形で出発しているなと思います。その地域の子供がその地域で保護者の方がいらっしゃらない時間、自分のいる地域で過ごせる居場所があるということは、これはとてもすばらしいことだと思います。そのようなことを町が援助してくださる。どちらに何の矛盾があるのかなと私は思います。本当にこのような形で、いろいろなところでこのようなことが広がっていければいいと思いますし、地域振興協議会が発足した当時のことを思いますと、地域振興協議会がなし得た大きなこれは成果ではないかと思っております。以上を述べまして賛成といたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第41号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第41号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第42号

○議長（足立 喜義君） 日程第10、議案第42号、平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。議案第42号について説明をいたします。

議案第42号

平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度南部町の建設残土処分事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,755千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年5月10日

南部町長坂本昭文

平成24年5月 日

決 南部町議會議長 足立喜義

事項別明細書の方で説明をいたします。4ページをごらんください。事業別説明書の方も4ページでございますので、あわせてよろしくお願ひいたします。歳出です。1款総務費、総務管理費、1目一般管理費でございます。補正額150万円、計が160万でございます。内容は、現状の平面図を作成するための委託料でございます。

歳入の方です。2款繰入金、1目基金繰入金です。補正額150万。残土処分場の跡地整備基金の方から150万円を繰り入れするものでございます。以上につきまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（足立 喜義君） 提案に対して質疑ありませんか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 1点お聞きします。この事業説明書によりますと、メガソーラ

一発電システムの候補地として提案を受けてるって書いてありますが、現在そのような計画が進んでいると解釈してよろしいでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。新エネ関係は企画政策課が窓口でございますので、私どもの方から答弁をさせていただきたいと思います。

企業の方から提案を受けております。それは、町有地を活用してメガソーラー太陽光発電を設置してはどうかという提案でございます。まだまだ具体的なものではございません。この場で詳細というのは調整中でございますので控えさせていただきたいと思いますが、そういったような提案を受けているというところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 提案だけで、こういうことはいいと思いますけども、関連して日南町がこういう話がありましたね。あれの聞いたら、結構建設はするけどメリットが余りないというような話も聞いております。だけど、全体の平面図がないということも問題ですので、これについてはいいと思いますけども、その辺もよう考えられた今度の交渉をぜひともお願ひいたしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。提案でございますので、いろいろ検討させていただきまして議会に御相談できるようなものであれば、いずれ御相談申し上げたいというふうに思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 具体的な内容については、今、お話をできないということなんでしたが、日南町の場合には業者と、それから日南町と、事業主体があります。具体的にはどういうふうに、例えば南部町が事業主体となって行うような計画なのか、あるいは業者が来てやるような計画なのか、その辺はどういうぐあいに話が進んでますか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。具体的に相整ってございませんので、そういった日南町方式というんでしょうか、業者が来まして町有地を貸し付けるというようなことでございましたけども、これらにつきましても、もうしばらく検討をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 1点だけ。この跡地は合併前に産業廃棄物の処分場がありまして、事故があって汚泥が流出して、その後建設残土で埋め立てるということで、その後にJAのたしか果実部だったと思いますけど、森林公園的なものをつくって町民の皆さんに来ていただきたいという計画を聞いたことがあります。その後、自然にこの話も立ち消えになっておりまして、私、町民の皆さんがこの経過を御存じなのか、経過説明が不足しているのではないかと思いますが、その辺どうでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私も合併当初にそのような計画を伺ったことがございます。果実部の方に働きかけをしましたけれども、結局、採算に合わんのでできないということでございます。

今回のメガソーラーということも書いておりますけれども、そういう働きかけがあることは事実なんですけれども、メガソーラーをするということではございません。企業誘致というような用地にも適切な候補地だというように思いますが、基本的な図面がないことがありますから、やっぱりいざというときには境界もはっきりしており、面積もはっきりしておる、そういうものをぽんと示すことが行政としては必要でありますし、そういう整備をさせていただくということでございますので、何にもないのにいきなりこういうもん何で出すのかということがありますから、メガソーラーのこと書いておりますけれども、それが目的ではないということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第42号、平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第42号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されまし

た。

日程第11 議案第43号

○議長（足立 喜義君） 日程第11、議案第43号、平成24年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。別冊の議案第43号、平成24年度南部町公営事業会計補正予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第43号、平成24年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、平成24年度南部町の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収入。第1款病院事業収益、23億3,843万1,000円、既決の予算額でございます。それに補正予算額500万円。計23億4,343万1,000円となります。

支出の方でございますが、第1款病院医業費用、23億3,843万1,000円、補正額500万円。計23億4,343万1,000円でございます。

次、7ページをごらんいただけますでしょうか。先ほど議案第39号の和解及び損害賠償の額を議決していただきましたが、上の病院事業収益の方でございますけども、そこの2の医業外収益の4でございますね、その他医業外収益、補正前の額が2,607万円、これに補正額500万円。3,107万円となります。それで、これは賠償責任保険金500万円を保険会社の方からいただくというものでございます。

続きまして、病院事業費用の方でございますが、医業外費用としまして500万円。これは医療訴訟によります和解金ということでございます。まず、病院の方から支払いをしておきまして、その後、保険会社から病院の方へ保険金をいただくというものでございます。

資金計画とか貸借対照表の御説明は、省略させていただきたいと思います。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 提案に対して質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第43号、平成24年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第43号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議会広報調査特別委員会委員の選任について

○議長（足立 喜義君） 日程第12、議会広報調査特別委員会委員の選任についてを議題いたします。

委員会条例第7条の規定により、議長において指名をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名します。

議会広報調査特別委員会委員に、青砥日出夫君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり、議会広報調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議されました事件はすべて議了いたしました。

よって、第2回南部町議会臨時会を閉会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。これをもちまして平成24年第2回南部町議会

臨時会を閉会いたします。御苦労さんでございます。

午後0時29分閉会
